◎新潟県告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　下長橋上館線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
新発田市下山田 1169 番１から 同市下山田1048番まで	新	5.6～11.6メートル	462.9メートル
	旧	5.0～10.0メートル	462.9メートル